

## 令和2年第3回隠岐の島町議会臨時会会議録

招集年月日 令和2年 7月29日  
招集場所 隠岐の島町城北町1番地 隠岐の島町役場  
開会(開議) 令和2年 7月29日(水) 9時30分 宣告

会議録署名議員の氏名 10番 平田 文夫 議員 11番 石田 茂春 議員

### 1. 出席議員

1番	大江 寿	7番	池田 賢治	13番	米澤 壽重
2番	村上 謙武	8番	安部 大助	14番	遠藤 義光
3番	菊地 政文	9番	前田 芳樹	15番	池田 信博
4番	石橋 雄一	10番	平田 文夫	16番	福田 晃
5番	村上 三三郎	11番	石田 茂春		
6番	西尾 幸太郎	12番	高宮 陽一		

### 1. 地方自治法第121条の規定により出席した者の職氏名

町 長	池田 高世偉	上下水道課長	村上 和久
副町長	大庭 孝久	建設課長	田中文男
教育長	野津 浩一	施設管理課長	大西洋 二
総務課長	佐々木 千明	危機管理室長	齋藤 和幸
会計管理者	藤川 芳人	水産振興室長	砂本 進
財政課長	石田 寛弥	都市計画推進室長	石田 傑
税務課長	濱田 勉	総務学校教育課長	吉田 隆
町民課長	井崎 理恵子	社会教育課長	野津 千秋
福祉課長	中林 眞	布施支所長	竹本 久
保健課長	井上 朋張	五箇支所長	灘 進
環境課長	原 秀人	都万支所長	高梨 勇光
商工観光課長	鳥井 登	中出張所長	村上 克樹
農林水産課長	河北 尚夫	中央公民館長	金坂 賢一
地域振興課長	宇野 慎一		

1. 職務のため本会議に出席した者の氏名

議会事務局長 山根 淳 事務局長補佐 山本 幸子

1. 町長提出議案の題目

議 第 79 号 令和2年度隠岐の島町一般会計補正予算（第4号）

議 第 80 号 工事請負変更契約の締結について〔有木小学校校舎改修工事〕

議 第 81 号 工事請負契約の締結について〔島後清掃センター基幹的設備改良工事〕

議事の経過

**○議長（米澤 寿重）**

ただ今から、令和2年第3回隠岐の島町議会臨時会を開会します。

（ 開 議 宣 告 9時30分 ）

これから、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

**日 程 第 1. 会議録署名議員の指名**

「会議録署名議員の指名」を行います。

会議録署名議員は、隠岐の島町議会会議規則第125条の規定により10番：平田 文夫 議員、  
11番：石田 茂春 議員を指名します。

**日 程 第 2. 会期決定の件**

「会期決定の件」を議題といたします。

お諮りします。

本臨時会の会期は、本日1日にしたいと思えます。

これに、ご異議ありませんか。

（ 「異議なし」の声を確認 ）

「異議なし」と認めます。

したがって、会期は本日1日と決定しました。

**日 程 第 3. 町長提出議案の上程**

「町長提出議案の上程」を行います。

お手元に配付のとおり、町長提出議案の議第79号「令和2年度隠岐の島町一般会計補正予算(第4号)」から議第81号「工事請負契約の締結について〔島後清掃センター基幹的設備改

良工事]」までの3件を一括して議題といたします。

#### 日 程 第 4. 提案理由の説明

「提案理由の説明」を行います。

ただ今、議題となりました3件の議案につきまして、提出者から「提案理由の説明」を求めます。

番外：町長

#### ○番外（町長 池田 高世偉）

おはようございます。

本日、令和2年第3回隠岐の島町議会臨時会を招集いたしましたところ、議員各位には、ご出席を賜り、誠にありがとうございます。

提案理由の説明の前に、一言ご挨拶を申し上げます。

新型コロナウイルス感染症につきましては、依然収束を見る気配すらないまま、と言いますより、与論島をはじめ離島の感染症の拡大、県内での出雲市、雲南市での感染はもはや他人事とは言えない状況となっており、さらに第2波、第3波の対応も念頭に取り組んで行かなければならない状況と考えているところでございます。

我が町にも、より慎重に、島外からの方々について規制をすべきとの声も聞こえてはまいります。現在の町の状況をみますと、やはり経済再生も大きな問題と考えるところであり、「今、やらなければ。」との思いで、感染症防止と経済対策に取り組んでまいるところでございますので、ご理解とご協力をお願い申し上げます。

本議会には、その新型コロナウイルスへの対応補正予算を含め3件の議案を提案させていただいておりますが、慎重審議をお願いし、招集にあたってのご挨拶といたします。

どうかよろしくお願い申し上げます。

それでは、本日、提案いたしました議案について、ご説明を申し上げます。

まず、議第79号の「令和2年度隠岐の島町一般会計補正予算（第4号）」についてであります。歳入歳出予算の補正額は2億378万円の追加でありまして、補正後の予算額を204億9,602万円とするものであります。

補正の内容は、航路・航空路感染症水際対策費、介護・福祉サービス施設感染症対策費、宿泊施設事業継続給付金事業費、プレミアム付き商品券発行事業費、避難所用感染症対策用品購入費、小中学校感染症対策用品購入費を計上しております。

これらの財源につきましては、国庫支出金及び財政調整基金を充当しております。

次に、議第 80 号の「工事請負変更契約の締結について〔有木小学校校舎改修工事〕」についてであります。新型コロナウイルス感染症対策及び、児童の安全に配慮した仮設計画の変更により、不測の日数を要したことから、工期を延長する必要性が生じたため、工事請負変更契約を締結いたしたく、議決を求めるものであります。

次に、議第 81 号の「工事請負契約の締結について〔島後清掃センター基幹的設備改良工事〕」についてであります。去る 7 月 16 日、公募による条件付き一般競争入札を執行いたしましたところ、1 者が応札され、株式会社タクマが落札いたしましたので、同社と契約金額 31 億 4,600 万円で工事請負契約を締結いたしたく、議決を求めるものであります。

以上、3 件の議案につきましてご説明申し上げましたが、なにとぞ慎重ご審議のうえ、適切なご決定を賜りますようお願い申し上げます。

#### ○議長（米澤 壽重）

以上で、「提案理由の説明」を終わります。

ここで、議案審議の便宜上、本会議を休憩し、全員協議会を開きます。

（本会議休憩宣告 9 時 37 分）

（全員協議会開会宣告 9 時 37 分）

#### ○議長（米澤 壽重）

全員協議会を閉じ、本会議を再開します。

（全員協議会閉会宣告 10 時 16 分）

（本会議再開宣告 10 時 16 分）

#### 日 程 第 5. 質 疑

「質疑」を行います。

始めに、議第 79 号議案について質疑はございますか。

2 番：村上 謙武 議員

#### ○2 番（村上 謙武）

隠岐の島町の宿泊施設事業継続給付金について、担当課長の方から詳しい説明がありましたが、その内容についていくつか質問をいたします。

今回の事業の対象事業者が 27 事業者と説明がありましたが、隠岐の島町ではこの事業者の総数といえますか、何事業者あるのでしょうか。

#### ○番外（商工観光課長 鳥井 登）

今、手元に資料を持っておりませんので、総事業者数をお知らせすることはできませんが、

常任委員会のタブレット資料の方に27の事業者の一覧はアップさせていただいておりますので、その分につきましてはそちらの方でご確認をいただきたいと思います。また、後ほど確認したうえで、お知らせさせていただければと思っております。よろしくお願ひしたいと思ひます。

## ○2番（村 上 謙 武）

おそらくこの27事業者以外にも、こういった宿泊事業をやられている方がおられると思うのです。そういった方々が「給付金」を受けられないということになりますと、その辺で不公平感が出るのではという気がします。これちょっと心配しているのですけど。

対象者を前回の中小企業小規模事業者の「事業継続・緊急雇用維持助成交付金」の受給を受けたものという条件を付けているのですが、その事業とはまた違う新たな給付金事業なので、その辺ちょっと見直したほうがいいかなと。

全体の事業者に対して給付するような形にすれば、公平な給付が行われるのではないかなという風に思うのですが、その辺の見解はどうでしょうか。

## ○番外（商工観光課長 鳥 井 登）

前回の事業者支援の事業をしました時に、ほぼの事業者の方は交付されたとは思ひます。数字を今持つてなくて申し訳ないですが、ただ、その時にも当然、数値確認をしっかりとさせていただいております。商工会、観光協会等を通じて、全ての事業者に情報を周知いたしましたうえで、その上での前年同月比で20%以上の減収がない事業者が、いくつかいらっしやったように思われます。という事は、そもそもの宿泊観光客なのか、業者なのか、対象にしているお客様のターゲットが違うのかなという風に我々も思ひておひまして、そして今に至っておりますが、調査もずっとしておひますが、悪化しているという事業者がまた増えてきているという話も伺っておひませんので、このたび3月、4月以降のところでおひられておられ、なお且つ、今も現状がなかなか回復しない、そういった前回の事業者が対象となつて支援していくべきではないかという風に判断して、この度の提案とさせていただいたところであります。

## ○2番（村 上 謙 武）

今回のこの給付金の交付事業というのは、6月の定例会で「採択」となつたところの「ホテル旅館組合」と「新型コロナウイルス対策連絡協議会」から「要望書」が出されましたね。その内容をちょっと確認したのですが、その内容を踏まえたうえでの、今回の支給内容になっているのでしょうか。

**○番外（ 商工観光課長 鳥 井 登 ）**

議員仰せのとおりでございます。

**○2番（ 村 上 謙 武 ）**

その要望書では、固定費の一部助成という要望が出ておりまして、その期間が今年4月から来年3月までの約1年間、長期間、一部助成を要望するという風な内容になっておりまして、先ほどの資料の説明では、この事業の対象期間は8月1日から9月31日までの2か月ということで理解してよろしいでしょうか。

**○番外（ 商工観光課長 鳥 井 登 ）**

はい。議員仰せのとおりでございます。

**○2番（ 村 上 謙 武 ）**

6月定例会で、この件に関連する質問で町長の答弁がありました。どういう答弁だったかと言うと「こういった支援に関しては、目の前の対策だけでなく半年、1年といったタイムスケジュールを考慮しながら、その時点での状況に則した対策を的確に講じていかなくてはならないと考えている。」と答弁がありました。

今回のこうした「給付金」の交付事業というのは、目の前の対策なのか、半年、1年という長期のタイムスケジュールを考慮したものなのか、どちらに該当する支援という風に捉えているのでしょうか。

**○番外（ 商工観光課長 鳥 井 登 ）**

いろいろ伺いますと、本町が4月から打ち出さしていただきました支援と、国の「雇用調整の助成金」でありますとか、「持続化給付金」でありますとか、これらも大概の事業者は交付を受けておられます。それから、事業者規模にもよりますが「融資」の方を受けられて、大体、半年、1年先ぐらいままでを見越したなかで計画を立てていらっしゃるようでございます。

ただ、それはあくまでもコロナの状況が、夏・秋頃からは若干回復期に戻っていくであろうという部分を含めて5月頃には考えていらっしゃったようでございますが、そこはなかなか先行き見通し、見通せないという状況ではあります。それら国・県・町を含めたそれぞれの助成制度をうまくかみ合わせていただいて、数字的には2か月間とはしてございますが、総額トータル的には半年、一年ぐらいいくを見越した内容のものが、この給付金によって事業継続していくための物としては、事足りていくのではないかという風に町内の状況の分析をさせていただいたうえで、この度、判断をさせていただいたところでございますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

**○2番（村上謙武）**

説明資料4の9ページですが、事業の内容を示す「給付の流れ」とか色々書いてあるのですが、この給付の流れを見ておまして、2つほど気になる点がありまして、一つは制度周知に関して、文書・ホームページとなるのですが、多分、期間というのは必ずあると思うのですよ、何月何日から何月何日とその周知期間がこれには記載されていないということと。

また流れの図で、②支給申請、④請求とあって、これは対象事業者から隠岐の島町に支給申請をして、支給決定があってから請求するという流れになっているのですが、先ほどの説明を聞くともう27事業者は決まっています。前回の助成金も受けています。ということで、これは二度手間な申請というか、なるのではないかと。

ですから、この支給申請と請求を一括でポンとやれば流れが一回で終わって、非常に手続きも簡単で事業者も助かるのではないかと考えてますが、その辺のところ見直す必要があるのではと思っておりますが、どうでしょうか。

**○番外（商工観光課長 鳥井 登）**

要綱の方も併せて作っておりますので、出来るだけ我々もスピーディーに給付が成されるように考えて事務を進めたいと思っておりますので、参考にさせていただきたいと思います。

**○2番（村上謙武）**

最後の質問になりますが、この給付金の交付事業をするにあたって「事業継続給付金交付要綱」なるものが、既にきちんと作られているのか。今回、そういった告示の内容の要綱が提示されていないということで、その辺はどうでしょう。

**○番外（商工観光課長 鳥井 登）**

今日には間に合っていないんですが、作業の方は進めておりますので、今日、ご承認いただきましたら直ぐ、そちらの方の作業も急いで進めてまいりたいと考えておりますので、出来上がり次第のところでは情報を開示してまいりたいと思っております。

**○2番（村上謙武）**

以上です。

**○議長（米澤壽重）**

以上で、村上 謙武議員の質疑を終わります。

他に、質疑はありますか。

12番：高宮 陽一 議員

**○12番（高宮陽一）**

二、三点伺いたいと思います。

「隠岐島町村会の負担金」です。先ほどの説明では、8月31日までの水際対策ということで、期間延長について今、「検討中」であるということでした。国が「GOTO キャンペーン」とかどンドンやる中で「検討中」は如何なものか。これは当然、やるべきであって、そこら辺りの、町長の意気込みを聞きたい。

**○番外（町長 池田 高世偉）**

担当課長の説明は、現時点で町村会からの方はそういう報告だと思えますが、やる方向で航路振興協議会という副町長中心の「事業検討部会」がありますので、その協議会の方で「やる方向」で進めておりますが、現段階でご提示できる金額、あるいは手法が出ておりませんので、あーという言い方になっておりますが、出来る限りの対策をして行きたいと思っております。

**○12番（高宮 陽一）**

一生懸命努力して発生が無いようにしてきたということがありますので、是非、お願いしたいと。

一点だけ確認させていただきたいのは、一昨日ですか、隠岐汽船に発熱者が乗ったという話を聞きましたが、これは事実でしょうか。ちょっと内容が逸れますが。

**○番外（町長 池田 高世偉）**

広域連合の方からも、その確認といいますか報告はございません。また後で、確認したいと思えますが「ない」という風に思っております。

**○12番（高宮 陽一）**

これも噂ですので・・・そういうことで、また調査していただきたいと思えます。

先ほどの宿泊施設の件ですが、27事業者に交付が決まったということですが、指定管理をしています「海音里」とか「羽衣荘」・「MIYABI」これについては、どのような状況になっていますでしょうか。対象になっているか、いないか。

**○番外（商工観光課長 鳥井 登）**

対象となっております。

**○12番（高宮 陽一）**

ほかにも指定管理では、町から指定管理料を出すということで、例えばプールとか体育館などは自粛などで厳しい状況があると思うのですよ、指定管理者の所は指定管理料でやるからいいという風に我々考えるわけですが、管理料のない所については自主努力ということが



あって・・・そういう所が対象になっているということで安心をしました。

もう一点、最後に「教育費」、先ほど学校の対応について、国の決定を踏まえてという説明がございました。やはり、児童・生徒の安全を考えるには、国や県が決定をする前に、町としてしっかりと必要な対策はするんだと、あと補助金が付けば幸いだと、そういった視点で児童・生徒のことを真剣に考えてほしい。町長はいつも「子どもは隠岐の“宝”だ」と言っておりますので、財政的には厳しいかも知れませんが、そういった物は積極的に取り組んでほしいということ要望して終わります。

#### ○議長（米澤 壽重）

以上で、高宮 陽一議員の質疑を終わります。

他に、質疑はございませんか。

6番：西尾 幸太郎 議員

#### ○6番（西尾 幸太郎）

「学校再開に伴う感染症対策・学習保障等に係る支援事業」について、質問したいと思うのですが、これは国からの財源補助もあって整備することに対しては、特段異論はないですし、先ほど高宮議員もおっしゃったように、もっと早く対応すべきだったのかなという風にも思うのですが、今年はずっと1学期の間は梅雨も長くて気温もそうそう上がることもなかったもので、エアコンの活躍はそれほどなかったのかなと思うのですが、各学校でエアコンの利用に関する取り決めみたいなものは整備されていると聞いておりますが、換気をちょくちょくしないといけないとか、これまで取り決めてきた条件の中から外れる場合もあるのかなとも思いますので、こういった空調の利用に関してはある程度柔軟に現場の方で考えて対応していただく必要があるのかと思います。教育委員会と学校の方で「空調利用に関する」話し合いみたいなものは行われていますでしょうか。

#### ○番外（総務学校教育課長 吉田 隆）

空調につきましては、今年は比較的涼しいので大変助かっておりますが、一応基準を設けてまして温度・湿度を見ながら適切に使うようにということで運用しております。

但し、一定の温度を決めておきましても場所によっては、すごく暑く感じる所もありますので学校長の判断でうまく運用していただくようにしております。

今回、コロナウイルス関係で児童・生徒の間隔を空けないといけないということもありまして、そういう対応しておりますが、なかには生徒数が多くて間隔が取れない教室もあります。具体的に言いますと、西郷南中学校、生徒が多いクラスもありますのでその場合は普通

教室をやめて、美術教室、特別教室を使って移動して行っています。その際、今年度の予算で特別教室の空調整備を計画しておりますが、そこは急がれるということで既に整備を行いました。そういうことで、できるだけ早く、快適に授業ができるような取り組みはしております。

#### ○6番（西尾 幸太郎）

コロナの騒動が起こった一学期中も、授業参観等が行われた中で温度が達していないからといって、保護者の方や生徒で人数が増えている中でエアコンが付けられなかったという話も聞いております。改めて教育委員会の方から、学校に対して言うべきことかなとは私も思うのですが、そういう事例も耳に入ってきておりますので、改めて、学校の方には柔軟な対応をするように指導していただきたいというように思います。

#### ○議長（米澤 壽重）

以上で、西尾 幸太郎議員の質疑を終わります。

他に、ございませんか。

7番：池田 賢治 議員

#### ○7番（池田 賢治）

資料4の9ページの「隠岐の島町宿泊施設事業継続給付金」について確認ですが、下段に「試算」の表が出ていますが、この表のbの欄の「前年売上マイナス町助成金」とあります。この時の期間が4、5、6月の3か月だったと聞いております。今回は7、8月の2か月の基準額にしたということですが、4、5、6月と7、8月の2か月間というのは、7月、8月が一番夏場で宿泊の利用者が多い中で、その給付額がaとbの低い方の額を給付額にした根拠をお聞きしたいと思います。

#### ○番外（商工観光課長 鳥井 登）

我々も悩んだところでございまして、いくらならいいかというところが在って無いようなところがございます。とは言え、予算で動くことでもございますので、定めを設けようということでこのようにしたところでございますが、基準額のaの計算については、先ほど説明をいたしましたので割愛しますが、それで額面の適否の判断は、もう一つ比較する数値がほしいということで色々考えまして、bという欄の考え方をしたところであります。

ある数字を使って分析をして出すしかないということでございますので、事業者からはいろんな資料をいただいておりますので、まず前年がどうであったかということベースにすべきだということで、これは事業者によって数値が変わりますが、前年の売上げをまずひと

つの参考数値とし、この度、4月以降のところ町の方が応援させていただいた物（助成金）を差し引いて残った物が、ひとつのあるべき数字の目安に成るやも知れませんが、そうしますと事業者規模によりましたら大変高額にもなってまいりますことから、基準額を定めた物との比較をして安い方で決定とするという風にした方が、公金を活用して支援をしていくという「給付金」という考えに立ちました時に、適正ではないかなということでのこのような判断とさせていただいたところでございます。

**○7番（池田賢治）**

私はこの「新型コロナ」で経済対策ということを考えるならば、9月の補正で財源組替え、国の補助金2次補正に伴った財源補正ということであれば、aとbの低い方の額というよりも足らずまいを、今回のような基金を繰入れで財源補てんをしてなるべく経済対策になるようにしたほうが良いのではないかという風な考えもあったわけですが、その辺の考えはどうでしょうか。ありますでしょうか。

**○番外（商工観光課長 鳥井 登）**

先ほど、ひとつ前の答弁でも話しさせていただきましたように、本町の支援だけではございませんので、国とか融資の類ですとか、それらを統括的に考えて事業者にある程度の応援ができればという風に判断すべきではないかと思っておりますので、役場の予算も「青天井」であるわけではないと思っておりますので、そのようにしてその他、国・県の助成制度などもうまく組み合わせてトータルで考えるべきではないかと考えて、提案させていただいております。

**○7番（池田賢治）**

いいです。

**○議長（米澤壽重）**

以上で、池田 賢治議員の質疑を終わります。

他に、質疑はありませんか。

8番： 安部大助 議員

**○8番（安部大助）**

財政課長に一点だけ質問したいと思います。

今回の予算で、経営に対する支援と消費喚起に対する「プレミアム付き商品券」、これも結構多額の予算になっているのですが、今の段階でコロナ対策支援に係った、町として出す費用の全体的な金額、そして国からの交付金、第2次のも含めて把握されていると思っておりますが

入りと出の数字を教えてくださいたいのと、それに対して町の今後の財政にどのくらい影響しているのか、見解を教えてくださいたいと思います。

**○番外（ 財政課長 石 田 寛 弥 ）**

ご質問いただきました。コロナに係る予算の措置状況についてでございます、今回、補正第4号なわけですが、4月の専決補正第1号からこれまでコロナに係わる予算措置というのは4回させていただいたところでございます。総額で言えば20億6,955万4,000円のコロナに絡む予算を措置させていただきました。それに対して、国との補助金を除いた一般財源の部分は5億7,788万6,000円でございます。

現在、国の1次補正並びに2次補正、地方創生臨時特別交付金というのが限度額通知されております、1次補正分で1億1,205万2,000円、2次補正分で3億9,187万円、合計いたしますと総額で5億392万2,000円が国からの限度額で示されているところでございます。

先ほどいいました、既に一般財源の部分で歳出の方5億7,000万円、今回の補正も含めまして5億7,700万円余りのものが予算化されるわけでございますが、ご質問ありましたこれが財政状況にどう影響するかという話でございますが、コロナに係る予算、国から示された限度額をいくら超えたからそこで止めるとか、そういったことは考えておりません。必要とあらば適宜、財政出動しまして、必要な対策を講じていきたいと考えております。

**○8番（ 安 部 大 助 ）**

いいです。

**○議長（ 米 澤 壽 重 ）**

以上で、安部 大助議員の質疑を終わります。

他に、質疑はございませんか。

（ 「なし」 の声を確認 ）

以上で、議第79号議案についての質疑を終わります。

次に、議第80号議案について質疑はございませんか。

（ 「なし」 の声を確認 ）

以上で、議第80号議案についての質疑を終わります。

次に、議第81号議案について質疑はございませんか。

10番： 平田 文夫 議員

**○10番（ 平 田 文 夫 ）**

今度の処理施設は、特異な発注方法をとったわけですよ。ということは「条件付き」と、

今までは「指名競争入札」とか「一般競争入札」とかでやってきたが、今回は要するに「条件付き」と。

条件付きの場合は、要件が伴ってくるわけです。どういう要件をもって「条件付き入札」にしたのか。

#### ○番外（環境課長 原 秀 人）

今回、「条件付き一般競争入札」ということで、条件については、今、国土交通省の方でもいろいろ性能確保という観点から「条件付き」を採用している工事があります。条件付きにつきましても、本町では初めてではなく、多分、新庁舎もジオパーク中核・拠点施設の方も条件付きの一般競争入札をしたという風に聞いておりますので、我々もそういったところを参考にして、今回、条件といたしましては性能確保の観点から、まずは本町に「指名願い」を提出している者、清掃廃棄物処理施設における経営審査の点数が1,200点以上の者、この1,200点という根拠につきましても、出雲市の方で今回、清掃廃棄物処理施設の建設をしております。その経営点数が1,200点ということでありましたので、その辺を参考にしております。あと基幹的設備改良工事の受注実績、完了実績があること、この3点を条件に付して性能確保する観点から入札の条件としております。

#### ○10番（平 田 文 夫）

これは要するに、自治法の施行令に載ってるわけです。167条5の2の要件をクリアしているかどうか。ここに格付要件、地域要件、その他の要件とあって、その他の要件のところ企業がしっかりしているかどうか、また実績があるかどうか、そして資格実績に関する要件もあるわけです。そういう風なことを説明しないと、この場に座っている課長も知らないじゃないの・・・。住民はなおさら知らない、そういう風なことも町長は説明をするべきだ、「条件付き入札方法」については。

今後そういう風なことがあるから、ただ1日25トン計画している、それを令和4年11月1日から12月15日までの45日間は島外へ持って行くんだと、分別とか、住民はどのようにすべきか全然分からない。そこら辺のこともちゃんと報告すべきですよ、どうですか。

#### ○番外（環境課長 原 秀 人）

今回、まだ詳細に定まっていないということで、今後早い段階で説明をしたいという風に考えておりますが、実際に島外へ搬出するに当たって色々、航路運搬の方法とか、収集したごみをどのように積んで行くのか、どこで焼却をするのかというようなところについても、今まで他自治体にお願いをしたりとか、航路隠岐汽船にお願いしたりとかいうような色々な

議論をしていく中で、まだ詳細に定まっていないというところもありましたので。また分別という部分につきましては、今年度ごみ受け入れ設備を造る予定にしております。そこに4日間の貯留ピットができますので、そこで十分に分別をしながら運んでいけるというような設備を造りますので大丈夫だという風には踏んでおりますが、あとそれをどう運び、どう焼却していくかについては現段階では概ね定まっておりますが、色々と確認する部分もございますので、早い段階での説明とさせていただきたいと思っておりますので、ご理解のほどよろしくお願いいたします。

#### ○10番（平田 文夫）

今回はストーカ方式の炉を使うんだと。これは全国的に安全運転ができて、ダイオキシンも二酸化炭素も熱処理で処理するんだということになっているわけでしょう。

そこら辺のことも踏まえて、ちゃんと住民が知り得るような情報の出し方をして、住民が安心して暮らせるような施設を求めていくということでない、大きな30何億のお金を投資するわけですからそれに見合った、「タクマ」をしっかり管理して、いい施設を造ってほしいと、住民に迷惑をかけないようなやり方でやってほしいと。最後に気構えを。

#### ○番外（環境課長 原 秀人）

大規模な公共事業だということは十分認識しております。ごみ処理におきましては、住民に密着した行政サービスでありますので、周辺環境、ごみ処理が滞ることのないように事業を進めてまいりたいと思っておりますので、ご理解のほどよろしくお願いいたします。

#### ○議長（米澤 壽重）

以上で、平田 文夫議員の質疑を終わります。

他に、質疑はありますか。

（「なし」の声を確認）

以上で、議第81号議案についての質疑を終わります。

以上で、「質疑」を終わります。

議案審議の便宜上、本会議を休憩し、全員協議会を開きます。

（本会議休憩宣告 10時52分）

（全員協議会開会宣告 10時52分）

#### ○議長（米澤 壽重）

全員協議会を閉じ、本会議を再開します。

（全員協議会閉会宣告 11時10分）

( 本会議再開宣告 11時10分 )

## 日 程 第 6. 討 論

「討論」を行います。

町長提出議案の議第79号「令和2年度隠岐の島町一般会計補正予算(第4号)」から、議第81号「工事請負契約の締結について〔島後清掃センター基幹的設備改良工事〕」までの3件を一括して討論に付します。

まず、原案に反対者の発言を許します。

( 「なし」の声を確認 )

「反対討論なし」と認めます。

次に、原案に賛成者の発言を許します。

( 「なし」の声を確認 )

「賛成討論なし」と認めます。

以上で、「討論」を終わります。

## 日 程 第 7. 採 決

「採決」を行います。

採決は、起立によって行います。

町長提出議案の議第79号「令和2年度隠岐の島町一般会計補正予算(第4号)」について、採決いたします。

本案を、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

( 起 立 全 員 )

起立「全員」であります。

したがって、議第79号は原案のとおり「可決」されました。

次に、議第80号「工事請負変更契約の締結について〔有木小学校校舎改修工事〕」及び、議第81号「工事請負契約の締結について〔島後清掃センター基幹的設備改良工事〕」の2件について採決いたします。

本案を、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

( 起 立 全 員 )

起立「全員」であります。

したがって、議第80号及び議第81号は、原案のとおり「可決」されました。

以上で、「採決」を終わります。

以上で、本臨時会に提出された議案は全て議了いたしました。

会議を閉じます。

これをもって、令和2年第3回隠岐の島町議会臨時会を閉会します。

( 閉 会 宣 告      1 1 時 1 2 分 )

以 下 余 白